

『建設発生土の搬出先の明確化等』に関する調査票

会社名・支店名 (必須)		所在地 (必須)	都道府県		
			住所(市区町村 地番等)		
回答者 (任意)	所属	氏名	連絡先	TEL	
				E-mail	

注)連絡先等の情報は、アンケート内容の確認以外には利用いたしません。

1. 【建設発生土の搬出先の明確化等に関する制度周知及び現場実施状況】

建設発生土の搬出先の明確化等に関する取組として、資源有効利用促進法省令改正より計画制度が強化され、あわせて、ストックヤード運営事業者登録制度が創設されています。
これらの制度の社内への周知状況等についてお尋ねします。

[「建設発生土の搬出先計画制度」](#) ←クリックすると国土交通省のホームページで制度の詳細を確認
[「ストックヤード運営事業者登録制度」](#) できます。

問1-1. 『建設発生土の搬出先計画制度』の内容について、現場担当者等への周知を行いますか。

1. 行っている (問1-2.へ)
2. 行う予定である (問1-3.へ)
3. 行っていない(行っていない理由も回答:問1-3.へ)

回答欄

3. の場合 の理由	
---------------	--

※ 周知を行うことを予定されている方は、上記の国土交通省のホームページに掲載していますチラシ等を活用し、周知にお役立てください。

問1-2. 問1-1.で「1. 行っている」と回答した方は、どのような方法で現場担当者等へ周知をしましたか。該当するものすべてに○を記入ください。《複数回答可》

回答欄	周知方法
○	1. 社内の説明会・講習会にて周知した
○	2. 社外(建設業団体主催等)の説明会・講習会を活用して周知した
○	3. 国土交通省等の資料をメールや郵送で配布することにより周知した
○	4. その他(その他の具体的な方法を回答)

4. の具体 的な方法	
----------------	--

問1-3. 『建設発生土の搬出先計画制度』では、令和6年6月1日以降に新たに請負契約を締結する工事より、「元請業者による建設発生土の最終搬出先の確認」が義務付けられることをご存じでしょうか。

1. 知っている
2. 知らなかった

回答欄

問1-4. 上記の「元請業者による建設発生土の最終搬出先の確認」について、『ストックヤード運営事業者登録制度』により登録されたストックヤードに建設発生土を搬出した場合、登録ストックヤード事業者がその後の管理を引き継ぐと考えられるため、その後の元請業者による搬出先の確認が不要となることをご存じでしょうか。

1. 知っている
2. 知らなかった

回答欄

問1-5. 『建設発生土の搬出先計画制度』の周知に関して、周知における工夫や要望があれば記入をお願いします。

回答欄(自由記入)

問1-6. 『建設発生土の搬出先計画制度』では、施行日以降に新たに請負契約された工事において、再生資源利用(促進)計画の作成・現場掲示^{※1}、建設発生土の搬出先確認^{※2}などの義務付けが行われています。現場におけるこれらの実施状況の確認を行っていますか。

※1 R5.1.1施行 ※2 R5.5.26施行

1. 確認を行っている
2. 確認を予定している
3. 確認は行っていない
4. 対象となる工事が無い(現場着手前も含む)

回答欄

問1-7. 問1-6.において「1. 確認を行っている」と回答した方にお尋ねします。『建設発生土の搬出先計画制度』では、「工事現場において、再生資源利用(促進)計画を公衆の見やすい場所に掲げるとともに、インターネットの利用による公表に努めるものとする。」としていますが、表示・公表方法について教えてください。該当するものすべてに○を記入ください。《複数回答可》

回答欄	表示・公表方法
	1. 印刷物等の表示(看板・ボードでの掲示)
	2. 電磁的記録を出力装置の映像面により表示
	3. インターネットの利用による公表
	4. 上記以外の表示・公表

「3. インターネットの利用による公表」「4. 上記以外の表示・公表」と回答された方は、具体的にどの様な方法で公表を行っているか教えてください。

回答欄(自由記入)

2.【民間契約における建設発生土の搬出先の明示等の実施状況】

民間工事における工事請負契約(以下「民間契約」という)において、発注者による建設発生土の搬出先を仕様書に定めるなどの指定を行うことや、受注者が搬出先の名称及び所在地を発注者に報告するなどが求められることとなっています。これら搬出先の指定や発注者への報告が行われることの確認につきましてお尋ねします。

問2-1. 令和5年1月以降、民間契約を発注者または受注者として行っていますか。

1. 発注者または受注者として行っている
2. 発注者または受注者として行っていない

回答欄

問2-2. 問2-1で「1. 発注者または受注者として行っている」と回答いただいた方にお尋ねします。民間契約の際に、搬出先の指定または発注者への報告を実施していますか。

1. 実施している(実施されている)
2. 徐々にではあるが実施している(実施されている)
3. 実施していない(実施されていない)

回答欄

問2-3. 問2-2で「3. 実施していない(実施されていない)」と回答いただいた方にお尋ねします。発注者として実施していない理由、受注者として実施していないことに対する意見等があれば記入をお願いします。

回答欄(自由記入)

3.【建設発生土の搬出に関する実態について(土木工事に関する実態)】

土木工事について、建設発生土の活用・処理状況等、工事や地域ごとの建設発生土の搬出実態について把握すべく、工事の実績についてお尋ねします。
 ご回答は、以下の条件すべてに該当する土木工事を任意に1件選定いただき、工事実績を回答してください。
 ※建築工事に関する実態は、シート「4. 実態【建築工事事用】」にてお伺いします。
 《ご回答いただく工事の条件(次の①②③のいずれにも該当する工事)》
 ① 元請事業者として受注した工事
 ② 建設発生土の搬出量が500m³以上の工事
 ③ 令和3年10月～令和5年10月に完成した工事
 ※条件①②③に該当する工事がない場合は、ご回答は不要です。

問3. 土木工事に関する建設発生土の実態について(条件①②③に該当する土木工事の実態)
 ※条件①②③に該当する土木工事がない場合は、回答不要です。(問4.へ)

問3-1. 工事の発注者は、次のいずれに該当しますか。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1. 国 | 5. その他の公共機関(NEXCO、UR、下水道事業団 など) |
| 2. 都道府県 | 6. 民間公益企業(電気、ガス、電気通信 など) |
| 3. 政令指定都市 | 7. その他民間企業 |
| 4. 市区町村 | |

回答欄

問3-2. 工事場所の都道府県、市区町村、および契約工期について。

都道府県	市区町村	工期自		工期至	
		令和	年 月	令和	年 月

問3-3. 工事の内容は、次のいずれに該当しますか。

1. 河川工事
2. 道路工事
3. 農林・水産工事
4. 土地造成、区画整理工事
5. 公園工事
6. 下水道工事
7. 空港工事
8. 海岸工事
9. 鉄道工事
10. 災害復旧関係工事
11. 電線路工事
12. 管工事(水道管・ガス管等)
13. 構内環境整備工事
14. その他の土木工事

回答欄

問3-4. 建設発生土の搬出について
 《複数の搬出先がある場合は、搬出量の多い箇所を回答》

《搬出土量、搬出先の都道府県・市区町村》

搬出量	都道府県	市区町村
m3		

《一次搬出先の種類》

1. 他の工事現場
2. 自社(元請)の仮置場・ストックヤード
3. 他社(下請・その他)の仮置場・ストックヤード
4. 土質改良プラント
5. 砕石場、砂利採取跡地復旧事業
6. 廃棄物処分場
7. 土捨場・残土処分場
8. その他

回答欄

《発注者による一次搬出先の指定の有無》

1. 発注者による搬出先の指定あり
2. 発注者による搬出先の指定なし

回答欄

▶ 《一次搬出先の決定者(搬出先を見つけてきた者)》

1. 自社(元請業者)が搬出先を選定
2. 下請事業者(土工又は運搬業者)が選定
3. 下請事業者(土工・運搬業者以外)が選定
4. その他

回答欄

4. の具体的な内容	
------------	--

▶ 《一次搬出先の選定理由【複数回答可:該当するものに○】》

回答欄	搬出先の選定理由
	1. 建設発生土の処分に要する費用が安価であるため
	2. 建設発生土を有効利用するため
	3. 今までの付き合いで決めている
	4. 搬出先の受入れ時期の調整のため
	5. 土砂条例の許可地等搬出先が適正であるため
	6. 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムにより調整
	7. その他

7. の具体的な内容	
------------	--

問3-5. 建設発生土の搬出や搬入土砂の調達に際し、課題等があれば記入をお願いします。

回答欄(自由記入)

4.【建設発生土の搬出に関する実態について(建築工事に関する実態)】

建築工事について、建設発生土の活用・処理状況等、工事や地域ごとの建設発生土の搬出実態について把握すべく、工事の実績についてお尋ねします。
 ご回答は、以下の条件すべてに該当する建築工事を任意に1件選定いただき、工事実績を回答してください。
 ※土木工事に関する実態は、シート「3. 実態【土木工事用】」にてお伺いします。
 《ご回答いただく工事の条件(次の①②③のいずれにも該当する工事)》
 ① 元請事業者として受注した工事
 ② 建設発生土の搬出量が500m³以上の工事
 ③ 令和3年10月～令和5年10月に完成した工事
 ※条件①②③に該当する工事がない場合は、ご回答は不要です。

問4. 建築工事に関する建設発生土の実態について(条件①②③に該当する建築工事の実態)
 ※条件①②③に該当する建築工事がない場合は、回答不要です。(5.へ)

問4-1. 工事の発注者は、次のいずれに該当しますか。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1. 国 | 5. その他の公共機関(NEXCO、UR、下水道事業団 など) |
| 2. 都道府県 | 6. 民間公益企業(電気、ガス、電気通信 など) |
| 3. 政令指定都市 | 7. その他民間企業 |
| 4. 市区町村 | |

回答欄

問4-2. 工事場所の都道府県、市区町村、および契約工期について。

都道府県	市区町村	工期自		工期至	
		令和	年 月	令和	年 月

問4-3. 工事の内容は、次のいずれに該当しますか。

1. 新築工事
2. 増築工事
3. 改築・改修工事
4. 解体工事
5. 修繕・模様替え工事
6. 構内環境整備工事
7. その他の建築工事

回答欄

問4-4. 建設発生土の搬出について
 《複数の搬出先がある場合は、搬出量の多い箇所を回答》

《搬出土量、搬出先の都道府県・市区町村》

搬出量	都道府県	市区町村
m3		

《一次搬出先の種類》

1. 他の工事現場
2. 自社(元請)の仮置場・ストックヤード
3. 他社(下請・その他)の仮置場・ストックヤード
4. 土質改良プラント
5. 砕石場、砂利採取跡地復旧事業
6. 廃棄物処分場
7. 土捨場・残土処分場
8. その他

回答欄

《発注者による一次搬出先の指定の有無》

1. 発注者による搬出先の指定あり
2. 発注者による搬出先の指定なし

回答欄

《一次搬出先の決定者(搬出先を見つけてきた者)》

1. 自社(元請業者)が搬出先を選定
2. 下請事業者(土工又は運搬業者)が選定
3. 下請事業者(土工・運搬業者以外)が選定
4. その他

回答欄

4. の具体的な内容	
------------	--

《一次搬出先の選定理由【複数回答可:該当するものに○】》

回答欄	搬出先の選定理由
	1. 建設発生土の処分に要する費用が安価であるため
	2. 建設発生土を有効利用するため
	3. 今までの付き合いで決めている
	4. 搬出先の受入れ時期の調整のため
	5. 土砂条例の許可地等搬出先が適正であるため
	6. 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムにより調整
	7. その他

7. の具体的な内容	
------------	--

問4-5. 建設発生土の搬出や搬入土砂の調達に際し、課題等があれば記入をお願いします。

回答欄(自由記入)	
-----------	--

5.【ストックヤード運営事業者の紹介依頼】

令和6年6月から元請業者に対して建設発生土の最終搬出先までの確認が義務づけられますが、『ストックヤード運営事業者登録制度』により登録されたストックヤードに建設発生土を搬出した場合、登録ストックヤード事業者がその後の管理を引き継ぐと考えられるため、その後の元請業者による搬出先の確認が不要となります。

ストックヤード登録事業者数の充実を目指し、ストックヤード事業者に対し国土交通省から制度の紹介を送付させていただくことがございます。これまで取引されたことのある等のストックヤード運営事業者について、可能な範囲でご紹介いただきますようお願いいたします。

※紹介者をストックヤード運営事業者に伝えることはございません。

[ストックヤードの登録対象]

「ストックヤード」とは、再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所であって、登録申請可能なストックヤードにはストックヤード及び土質改良プラント、自社の仮置き場などが含まれ、営利・非営利の別を問いません。

既に登録されていますストックヤードは、国土交通省ホームページにより確認できます。

[「ストックヤード運営事業者登録制度」](#) ←クリックすると国土交通省のホームページを確認できます。

「(3)登録状況等」

(12月1日時点での登録数:218事業者、322箇所のストックヤード)

No.	事業者名	住所等	
		郵便番号	住所(市区町村地番等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※適宜行の追加をお願いします。

6. 建設発生土の保管場所一覧、利活用事例集(活用依頼)

建設発生土の有効利用を進めるため、令和4年度に都道府県、政令指定都市における建設発生土のストックヤード等の保管場所一覧を作成し、各地方整備局等のホームページに掲載しています。
また、建設発生土の利活用事例集を作成し、国土交通省のホームページに掲載しているため、これらを建設発生土の有効利用にお役立てください。

【建設発生土の保管場所一覧掲載先】

ブロック	掲載先URL
北海道	https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ud49g70000006y6o.html
東北	https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/recycle/recyclei.html
関東	https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000094.html
北陸	https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/fukusanbutu/index.htm
中部	https://www.cbr.mlit.go.jp/a_recycle.htm
近畿	https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/sonota/index.html
中国	https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/recycle/index.html
四国	http://www.skr.mlit.go.jp/etc/kouji/09_recycle.html
九州	http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetuhukusanbutu.html

【建設発生土の利活用事例集掲載先】

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0307example.htm